

平成25年5月29日

浪江町原発ADR集団申立にあたっての弁護団声明

浪江町支援弁護団

代表 弁護士 日置 雅 晴
事務局長 弁護士 濱野 泰 嘉

本日、浪江町は、浪江町民1万1602人を代理し、原子力損害賠償紛争解決センターに和解仲介手続の申立て（浪江町原発ADR集団申立）を行いました。

福島第一原発事故から2年以上が経過した中、どうしていまさらと思われるかもしれませぬ。しかし、この集団申立こそが浪江町民の偽らざる声です。

この集団申立は、浪江町民の悲しみの声です。

親しい友人と別れ、気の合う同僚と別れ、愛する家族やペットと別れ、住み慣れた自宅と別れ、丹精込めて育てた田畑や家畜と別れ、そして、ふるさと・浪江町と別れざるをえなかつた町民たちの悲しみの声です。

この集団申立は、浪江町民の怒りの声です。

原発事故被害の大きさをふまえずに決められた中間指針、それをいつまでも改定しない原子力損害賠償紛争審査会、そして何よりも、加害者意識に乏しく適切な賠償に応じようとしない東京電力、これらに対する町民たちの怒りの声です。

この集団申立は、浪江町民の必死の叫び声です。

浪江町民のつらく過酷な避難生活は続いています。浪江町は除染されておらず、放射線量も依然として高いままです。いつまで続くのかさえわかりませぬ。まだ原発事故が続いていること、そして、避難・被害が続いていることを忘れないで欲しい、風化への危機感を抱く町民たちの必死の叫び声です。

他方で、この集団申立は、浪江町民の希望を求める声でもあります。

原子力損害賠償紛争審査会はじめ多くの日本国民が、原発事故被害の大きさを知り、浪江町民の気持ち（精神的苦痛）を理解してくれるものと、希望を持ち続けています。

一人ひとりであれば、声をあげる勇気さえ持てなかつたことでしょう。しかし、浪江町民は団結して、声をあげていくことにしました。浪江町は、町民のこれらの声を結集し、代弁していきます。

無知が差別を生み、対立を生み、被害を大きくさせます。

この集団申立により、原発事故被害への理解が進み、差別や対立が解消され、適切な被害回復がなされるよう望みます。

以上